

待機児童・子ども支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和元年10月16日

情報連絡事項	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 令和元年度第2回保育再就職セミナーの実施結果について・・・・・・・・・・	4

(教育委員会)

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

令和元年10月16日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法								
<p>小規模保育事業所及び家庭的保育事業者に対する指導検査の実施結果について</p> <p>[所管課] 子ども施設指導・支援担当課</p>	<p>今年度、小規模保育事業所及び家庭的保育事業者（保育ママ）に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。</p> <p>1 小規模保育事業所 14施設に対して実施。検査結果等は【別紙1】の通り。</p> <p>2 家庭的保育事業者 46名に対して実施。検査結果等は【別紙2】の通り。</p> <p><参考> 指導検査の結果については、検査基準に基づき、下記の3区分で指導を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="427 1205 951 1843"> <thead> <tr> <th data-bbox="427 1205 552 1261">区分</th> <th data-bbox="552 1205 951 1261">形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="427 1261 552 1552">文書指摘</td> <td data-bbox="552 1261 951 1552">区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1552 552 1742">口頭指導</td> <td data-bbox="552 1552 951 1742">関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 1742 552 1843">助言指導</td> <td data-bbox="552 1742 951 1843">保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	形態	文書指摘	区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。	口頭指導	関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。	助言指導	保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。		
区分	形態										
文書指摘	区が施設に対して権限を有する法令等（以下「関係法令等」）に違反する場合に、問題点について指摘した文書を通知するもの。										
口頭指導	関係法令等以外の法令やその他の通達等に違反する場合に、問題点を口頭で指摘するもの。										
助言指導	保育の質の向上のための助言を口頭で行うもの。										

令和元年10月16日

令和元年度 小規模保育事業所に対する 指導検査の実施結果について

今年度、小規模保育事業所に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。なお、昨年度で全事業所に対する初回検査が完了したため、今年度から1事業所当たり2年に一度のペースで一般指導検査を実施している。

1 検査対象

小規模保育事業所 14施設

2 検査結果（主な内容）

（1）文書指摘：12件

- ・ 財務情報を掲示やホームページで公表していない（4件）
- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある（3件）
- ・ 施設長が1か月弱不在の間、区へ代理人の届出をしていなかった（1件）
- ・ 調乳担当者の健康チェックが未実施である（1件）
- ・ 献立に記載がない午前の補食を提供していた（1件）
- ・ 保育所運営規程の概要、その他重要事項が未掲示である（1件）
- ・ 施設の自己評価を行っていない（1件）

（2）口頭指導：17件

- ・ 長時間保育について、指導計画への位置づけが不十分である（8件）
- ・ 避難・消火訓練の結果記録に不備がある（2件）

（3）助言指導：58件

- ・ 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックが不十分である（10件）
- ・ 経理規程を遵守していない、経理規程の不備がある（8件）
- ・ 保育従事者の健康診断の方法・周期・項目が不適切である（4件）

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 各事業所に対して検査結果を通知するとともに、全体説明会で周知を行う。
- ・ 区ホームページにて随時公表を行う。

4 改善状況の確認等

- ・ 改善報告書の提出を受け、下半期の実地調査で改善状況を現場確認する。
- ・ 文書指摘の中でも件数が多かった「財務情報の掲示・公表」と「避難・消火訓練の実施」については、所管課と連携して重点的に指導・支援を行うとともに、全体説明会等を通じて全事業所に対して実施状況の点検を求める。

令和元年10月16日

令和元年度 家庭的保育事業者（保育ママ）に対する 指導検査の実施結果について

今年度、家庭的保育事業者に対して実施した子ども・子育て支援法等に基づく一般指導検査の結果について報告する。今年度で全事業者に対する初回検査が完了したため、令和2年度からは2年に一度のペースで一般指導検査を実施する予定。

1 検査対象

家庭的保育事業者 46名

2 検査結果（主な内容）

（1）文書指摘：29件

- ・ 避難・消火訓練を実施していない月がある（14件）
- ・ 1人で4人保育している時間帯がある（6件）
- ・ 受託児の利用開始後の健康診断の受診回数が不足している（3件）
- ・ 研修計画が立てられていない（2件）
- ・ 重要事項の掲示がされていない（2件）
- ・ 受託児の利用開始前の健康診断が未実施である（1件）
- ・ 重要事項に関する規程が未作成である（1件）

（2）口頭指導：31件

- ・ 避難・消火訓練の結果記録に不備がある（10件）
- ・ 身長・体重測定を全く行っていない（7件）
- ・ 指導計画（長期・短期・個別）の内容が未作成である（6件）

（3）助言指導：107件

- ・ 保育従事者の健康診断の周期・項目が不十分である（21件）
- ・ 防災カーテンを使用していない（20件）
- ・ 労災保険に加入していない（8件）

3 検査結果の通知及び周知

- ・ 各事業者に対して検査結果を通知するとともに、全体説明会で周知を行う。
- ・ 区ホームページにて随時公表を行う。

4 改善状況の確認等

- ・ 改善報告書の提出を受け、下半期の実地調査で改善状況を現場確認する。
- ・ 文書指摘の中でも件数が多かった「避難・消火訓練の実施」については、全事業者に対して一斉に実施状況の確認を依頼する。文書指摘を受けた事業者に対しては所管課と連携して重点的に指導・支援を行っていく。

待機児童・子ども支援対策調査特別委員会情報連絡一覧表

令和元年10月16日

件名	内容	日時及び場所	PRの方法
令和元年度第2回保育再就職セミナーの実施結果について [所管課] 子ども施設整備課	<p>1 概要</p> <p>保育現場での就労を検討している人を対象に、男女参画プラザと連携して、『資格を生かして保育現場で働こう』（第2回）を実施した。</p> <p>なお、就職に直接結びつく「足立区保育のお仕事・就職面接相談会」を、令和元年11月22日及び令和2年1月11日に実施予定である。</p> <p>2 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前半「自分に合った働き方を見つけよう！」 ・後半「ワークライフバランス！先輩の働き方を知ろう」 <p>3 講師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前半 マザーズハローワーク 日暮里 深見 紀子氏 ハローワーク足立 金澤 潤氏 ・後半 社会福祉法人わかば会、株式会社 MIRATZ、有限会社どんぐり山のうさぎ、社会福祉法人三樹会 <p>4 参加人数</p> <p>参加者合計 7名 (内訳) 保育士 6名 (内4名幼稚園教諭資格有) 無資格 1名 (資格取得見込み)</p>	<p>1 日時</p> <p>令和元年8月22(木) 午前9時30分～正午</p> <p>2 場所</p> <p>梅田地域学習センター第一学習室(エル・ソフィア3階)</p>	<p>1 セミナー開催チラシ配布 (区の窓口・区内保育施設等・近郊ハローワーク・東京福祉人材センター・区内情報スタンド・区内保育士養成校)</p> <p>2 ハローワーク足立に登録のある潜在保育士へのダイレクトメール</p> <p>3 東京都保育人材・保育所支援センターに登録のある潜在保育士へのダイレクトメール</p> <p>4 区のホームページ</p> <p>5 区のSNS</p> <p>6 あだち広報</p>